

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第6章の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等の事務に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第60条第1項の規定により指定の申請をするときは、様式第1号の申請書を知事に提出するものとする。

2 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）第41条第2項第5号の規定に基づくその他都道府県知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における事業報告書及び収支決算書
- 二 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- 三 法第62条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類（過去5年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ）
- 四 法人の組織及び事務分担を記載した書類
- 五 個人情報保護規程又はこれに準ずるもの
- 六 法第66条の規定に基づき、業務ごとに経理を区分して整理した書類
- 七 申請者が第5条第2項の規定により市町村長に対して推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し
- 八 誓約書（様式第2号）
- 九 支援業務の実施のための意思決定がなされていることが分かる書類（共同省令41条第2項第2号に掲げる「当該申請に係る意思の決定を証する書類」に、指定を受けようとする支援業務の範囲等が明示されている場合を除く。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、法第59条第1項の規定による指定をしたときは、様式第3号により申請者へ通知を行うものとする。

2 知事は、法第60条第3項の規定による公示をするときは、県ホームページにより行うものとする。

3 知事は、法第60条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合せず、支援法人として指定しないときは、様式第4号により申請者へ通知を行うものとする。

(名称等の変更の届出)

第4条 支援法人は、法第61条第1項の規定による認可を受けようとするときは、様式第5号の申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、法第61条第1項の規定による認可をしたときは、様式第7号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

3 支援法人は、法第61条第2項の規定による変更の届け出をするときは、様式第6号の変更届出書を知事に提出するものとする。

4 知事は、法第61条第3項の規定による公示をするときは、県ホームページにより行うものとする。

5 知事は、第1項の規定による認可申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第8号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

(市町村長による推薦)

第5条 市町村長は、居住支援活動に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人としてふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。

2 申請者は、前項の推薦を受けようとするときは、様式第9号の推薦申請書を市町村長に提出するものとする。

3 第1項の推薦は、様式第10号の推薦書を知事に交付することにより行うものとする。

なお、市町村長は、推薦書を知事に交付したときは、その写しを申請者に交付するものとする。

4 知事は、前項の規定により市町村長から推薦書の交付を受けた場合、支援法人の指定に当たり、斟酌するものとする。

(家賃債務保証業務の委託)

第6条 支援法人は、法第63条の規定による認可を受けようとするときは、様式第11号の認可申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請には、委託しようとする者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書を添付するものとする。

一 委託しようとする者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることが分かる書類

二 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の規定による登録家賃債務保証業者（以下「登録家賃債務保証業者」という。）である場合は、当該委託しようとする者が登録家賃債務保証業者として登録された者であることが分かる書類

三 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、そのことが分かる書類

3 知事は、法第63条の規定による認可をしたときは、様式第12号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

4 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第13号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

(債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可)

第7条 支援法人は、法第64条第1項の規定による認可を受けようとするときは、様式第14号の認可申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、法第64条第1項の規定による認可をしたときは、様式第15号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第16号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

4 第1項から前項までの規定は、法第64条第3項の規定による変更の認可について準用する。この場合において、第1項の規定における「様式第14号」は「様式第17号」と読み替えるものとする。

(事業計画等の認可)

第8条 支援法人は、法第65条第1項の規定による認可を受けようとするときは、様式第18号の認可申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、法第65条第1項の規定による認可をしたときは、様式第19号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第20号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

4 第1項から前項までの規定は、法第65条第1項後段の規定による変更の認可について準用する。この場合において、第1項の規定における「様式第18号」は「様式第21号」と読み替えるものとする。

(毎事業年度の報告)

第9条 支援法人は、法第65条第2項の規定する書類を提出をするときは、様式第22号の提出書を知事へ提出するものとする。

(指定の辞退)

第10条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により指定を辞退するときは、様式第23号の辞退届出書を知事へ提出するものとする。

(指定の取消し等)

第11条 知事が、法第70条第1項又は第2項の規定に基づき支援法人の指定を取消したときは、様式第24号により、当該指定の取消しを行った支援法人へ通知を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）

埼 玉 県 知 事

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 60 条の規定による指定申請書を提出します。

記

1 実施する支援業務の種別

- ☐ 第一号：登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること
- ☐ 第二号：住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- ☐ 第三号：賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- ☐ 第四号：賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供を行うこと
- ☐ 第五号：賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理をおこなうこと
- ☐ 第六号：前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

2 支援業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

3 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地

4 支援業務を開始しようとする年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

5 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先

添付書類

- 1 法第 60 条第 2 項第 1 号に規定する支援業務の実施に関する計画書（次に掲げる事項を記載したもの）

- ア. 組織、人員及び運営に関する事項
 - イ. 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項
 - ウ. 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
 - エ. 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）※債務保証業務及び残置物処理等業務を実施する場合、貸借対照表については直近3年分。
 - 3 定款及び登記事項証明書
 - 4 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 7 申請年度の事業計画書及び収支予算書
 - 8 法第 62 条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類（過去 5 年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ）
 - 9 法人の組織及び事務分担を記載した書類
 - 10 個人情報保護規程又はこれに準ずるもの
 - 11 法第 66 条の規定に基づき、業務ごとに経理を区分して整理した書類
 - 12 申請者が市町村長に対し推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し
 - 13 誓約書（様式第 2 号）
 - 14 その他住宅確保要配慮者居住支援法人の業務に関し参考となる書類

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

誓 約 書

当法人の代表者及び役員は、以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、代表者及び役員の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

四 法第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人の役員であった者（当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者を含む。）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(別添)

代表者				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
役員				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所

(注) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について（通知）

○○年○○月○○日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項各号の基準に適合していると認められるので、同条の規定により、下記のとおり指定する。

記

- 1 指定日
- 2 指定番号
- 3 実施する支援業務の種別
- 4 法人の名称
- 5 主たる事務所又は営業所の名称及び所在地
- 6 支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地

様式第4号（第3条第3項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

○○年○○月○○日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項各号の基準に適合していると認められないため、同条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨を通知します。

記

指定しない理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しを提起することができなくなります。

様式第5号（第4条第1項関係）

年 月 日

（宛先）

埼 玉 県 知 事

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

支援業務種別の変更認可申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項の規定による認可を受けたいので、申請します。

記

1 新たに行う支援業務

- ☐ 第一号：登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること
- ☐ 第五号：賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理を行うこと

2 支援業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

3 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地

4 支援業務を開始しようとする年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

5 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先

添付書類

- 1 法第60条第2項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（次に掲げる事項を記載したもの）※新たに行う業務に係るものに限る
 - ア. 組織、人員及び運営に関する事項
 - イ. 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項
 - ウ. 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
 - エ. 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）※貸借対照表については、直近３年分。
- 3 定款及び登記事項証明書
- 4 申請に係る意思の決定を証する書類
- 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- 8 法第 62 条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類（過去 5 年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ）
- 9 法人の組織及び事務分担を記載した書類
- 10 個人情報保護規程又はこれに準ずるもの
- 11 法第 66 条の規定に基づき、業務ごとに経理を区分して整理した書類
- 12 申請者が市町村長に対し推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し
- 13 誓約書（様式第 2 号）
- 14 その他住宅確保要配慮者居住支援法人の業務に関し参考となる書類

住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指定番号： _____
法人の住所： _____
法人の名称又は商号： _____
代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第2項の規定により届け出ます。

変 更 予 定 年 月 日		
変 更 す る 事 項	☐ 支援業務の種別 ☐ 名称又は商号 ☐ 主たる事業所又は営業所その他支援業務を行う事務所 又は営業所の名称及び所在地 ☐ 役員の氏名 ☐ 支援業務を開始しようとする年月日 ☐ 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼 玉 県 知 事

支援業務種別の変更認可について（通知）

○○年○○月○○日付けで申請のあった支援業務種別の変更について、審査の結果、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「法」という。）第 59 条第 1 項各号の基準に適合していると認められるので、法第 61 条第 1 項の規定により、下記のとおり認可する。

記

- 1 変更認可日
- 2 変更により開始する新たな支援業務
- 3 当該支援業務を行う事務所又は営業所の名称
- 4 当該支援業務を行う事務所又は営業所の所在地

様式第8号（第4条第5項関係）

支援業務種別の変更認可をしない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

○○年○○月○○日付けで申請のあった支援業務種別の変更について、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項の規定による支援業務種別の変更認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しを提起することができなくなります。

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長 様

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として、埼玉県知事による指定を受けるに当たり、貴職の推薦を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- ・ 居住支援業務に関して、〇〇市町村と連携し、実施した業務概要

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書

○第○○号
○○年○○月○○日

（宛先）
埼玉県知事

○○市町村長

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 59 条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定に当たり、○○法人○○より、○○年○○月○○日付けで、推薦の申請がありました。

確認の結果、下記のとおり連携実績がある等、住宅確保要配慮者居住支援法人としてふさわしいと認められますので、推薦します。

記

1 対象法人

- （1）法人の名称 ○○○○
- （2）法人の所在地 ○○○○
- （3）代表者氏名 ○○○○

2 居住支援業務に関して、市町村と連携して行った業務概要

債務保証業務委託認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指定番号： _____

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 62 条第 1 号に規定する家賃債務保証業務のうち下記の委託について認可を受けたいので、申請します。

記

1 委託する業務内容：

2 委託する理由：

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

債務保証業務委託の認可について（通知）

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務の委託について、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 63 条第 1 項の規定により、認可します。

債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務の委託について、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 63 条第 1 項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取り消しを提起することができなくなります。

様式第 1 4 号（第 7 条第 1 項関係）

債務保証
残置物処理 業務規程認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指定番号： _____

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 62 条第 1 号の規定による 債務保証
残置物処理等 業務を行うため、同法第 64 条第 1 項の規定による 債務保証
残置物処理等 業務規程について認可を受けたいので、申請します。

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

債務保証
残置物処理等業務規程の（変更）認可について（通知）

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務規程（及び残置物処理等業務規程）について、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条^{第 1 項}_{第 3 項}の規定により、認可します。

様式第 16 号（第 7 条第 3 項関係）

債務保証
残置物処理等 業務規程の（変更）認可を行わない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務規程（及び残置物処理等業務規程）について、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条^{第 1 項}_{第 3 項}に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しを提起することができなくなります。

債務保証
残置物処理等 業務規程変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指 定 番 号： _____
法 人 の 住 所： _____

法 人 の 名 称 又 は 商 号： _____
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条第 3 項の
規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付〇第〇〇号により認可を受けた<sup>債務保証
残置物処理等</sup>業務規
程の変更について認可を受けたいので、申請します。

支援業務事業計画等認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指定番号： _____

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日の支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、申請します。

添付書類： 支援業務に係る事業計画及び収支予算書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

支援業務実施計画等の（変更）認可について（通知）

○○年○○月○○日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務に係る事業計画及び収支予算について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項に基づき認可します。

記

- 1 対象期間
- 2 支援業務の種別

支援業務事業計画等の（変更）認可を行わない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

○○年○○月○○日付けで申請のあった支援業務事業計画等について、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しを提起することができなくなります。

支援業務事業計画等変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指定番号： _____

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号により認可を受けた〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日の支援業務に係る事業計画及び収支予算の変更認可を受けたので、申請します。

1 変更しようとする事項：

2 変 更 す る 理 由：

支援業務事業報告書等提出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指定番号： _____

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 2 項及び共同省令第 45 条第 2 項の規定により、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を提出します。

住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
埼玉県知事

指定番号： _____

法人の住所： _____

法人の名称又は商号： _____

代表者の役職・氏名： _____

下記の理由により住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を辞退したいので、届け
出ます。

記

辞退の理由：

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の名称
法人の代表者名 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消しについて（通知）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 70 条第○項○号の規定に基づき、格のとおり指定を取り消したため、通知します。

記

- 1 法人の名称及び指定年月日、指定番号
- 2 指定取消日
- 3 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取り消しを提起することができなくなります。